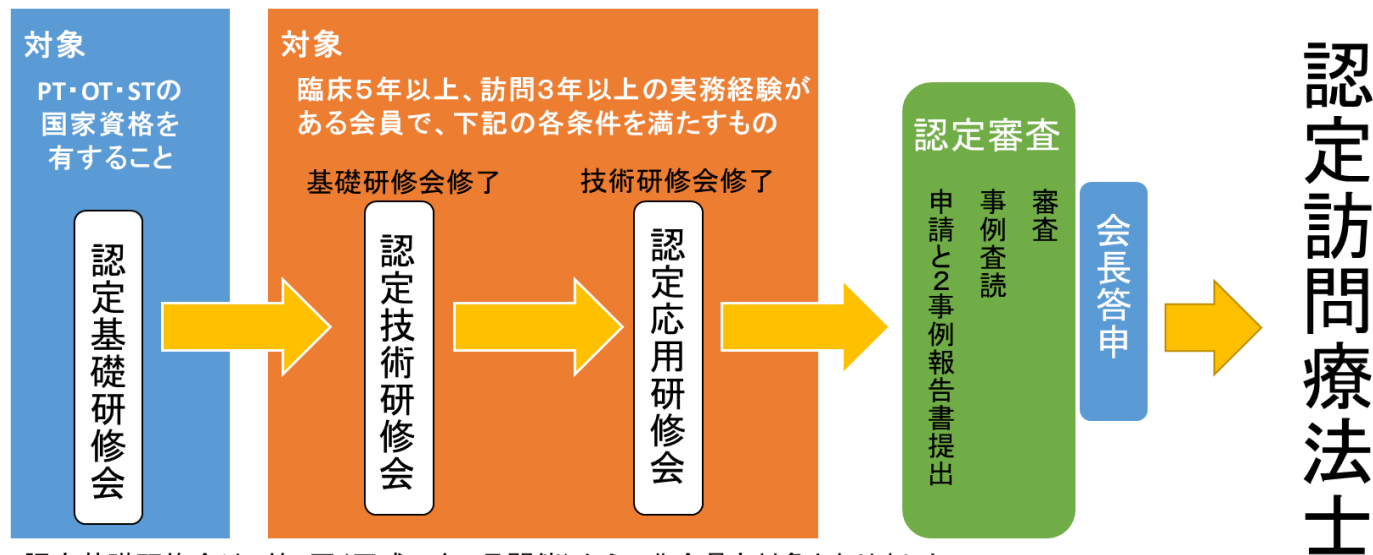


更新要件とポイント

認定訪問療法士 要綱 (趣旨) 第1条

「社会に貢献できる訪問リハビリテーションの人材を育成するため、日本訪問リハビリテーション協会認定の訪問療法士に関し、必要な事項を定める」

認定訪問療法士になるまで



* 認定基礎研修会は、第7回(平成28年5月開催)から、非会員も対象となりました。

認定訪問療法士 要綱 細則

(認定更新の要件) 提出様式

- (1) 認定訪問療法士申請書 (様式 3)
- (2) 事例報告書 (様式 4) を 2 例
- (3) 本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを 1 部

認定期間：5年間

変更

認定訪問療法士 要綱 細則

(認定更新の要件) 提出様式

【下記(1)(2)(3)必須】

- (1) 認定訪問療法士申請書 (様式 3)
- (2) 本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを 1 部
- (3) 以下の組み合わせのいずれかを選択し該当する方法の書類一式
 - 1：事例報告書 (様式 4) 2 事例
 - 2：事例報告書 (様式 4) 1 事例と活動報告書 (様式 5) 1 例
 - 3：事例報告書 (様式 4) 1 事例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30 ポイント以上
 - 4：活動報告書 (様式 5) 1 例と認定訪問療法士更新ポイント報告書 30 ポイント以上

会長答申
認定更新審査

更新

※：活動報告書は、「認定訪問療法士の使命 10 か条」に示した基本姿勢や理念を活動実績 (取り組み) から評価するものである。また、他に発表された活動内容であっても様式 5 の形式で記述する事で申請できる。

認定訪問療法士更新ポイント

項目	ポイント数	頻度	例
1. 学術発表			
1-1 リハビリテーションに関わる論文投稿* ¹	15	1回につき.	
1-2 本協会が主催する全国大会* ²	10	1回につき.	「in 東京」2016
1-3 本協会が主催するリハケア合同研究大会* ²	10	1回につき.	「茨城 2016」
1-4 本協会が後援する学術大会での発表	5	1回につき.	
2. 講師・シンポジスト・座長*³ *⁴			
2-1 学術大会・研修会の講師	10	1年度につき1回.	
2-2 学術大会・研修会のシンポジスト	10	1年度につき1回.	
2-3 学術大会・研修会の座長	5	1年度につき1回.	
3. 学会・研修会への参加			
3-1 認定訪問療法士ステップアップ研修会	10	該当認定期間内1回限り	
3-2 本協会が主催する学術大会	5	1回につき.	「in 東京」2016
3-3 本協会が主催するリハケア合同研究大会	5	1回につき.	「茨城 2016」
3-4 本協会が主催（共催）する研修会	5	1回2日以上につき.	
3-5 本協会が主催（共催）する研修会	3	1回1日につき.	
3-6 本協会が後援する学術集会	3	1年度につき1回.	
3-7 全国リハ関連団体が主催（共催）する学術大会* ⁴	2	1年度につき1回.	
3-8 本協会が主催（共催）する学術大会、認定審査等の査読	2	1例につき.	
3-9 訪問リハ実務者研修会（都道府県毎）* ⁵	1	修了証1枚につき.	
3-10 本協会が後援する研修会* ⁶	1	1日間につき.	

【基準について補足説明】

- *1 申請できる投稿は、査読規定のある学会誌と本協会機関誌に限る。また論文は筆頭筆者による原著論文のみとする。ただし、リハビリテーション領域であれば分野は問わない。
- *2 学術発表は、筆頭演者のみ対象とする。1回目は申請に必須であり、2回以降をポイントとして認める。
- *3 本協会主催（共催）の有無は問わない。
- *4 全国リハ関連団体とは全国リハビリテーション医療関連団体協議会の略称で、日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、日本リハビリテーション病院・施設協会の5団体に加え、回復期リハビリテーション病棟協会、全国デイ・ケア協会、日本訪問リハビリテーション協会、日本リハビリテーション看護学会、国際リハビリテーション看護研究会で構成されている（2015年現在）。この加盟団体の主催する学術大会での実績がポイントの対象となる。
- *5 訪問リハ実務者研修会（都道府県毎）は、実施主体や開催頻度ならびに時間数が都道府県毎に異なるため、修了証1枚につき1ポイント加算する。
- *6 研修の時間について1日5時間以上の場合に有効とし、履修した日数によりポイントを加算する。（プログラムなど時間を証明する書類を添付の事）。**なおこの規定は3-10のみ該当。**
- * 原則として認定期間中の活動について認め、修了証および参加証により証明できるものを有効とする。ただし本制度の開始は理事会で承認された2016年2月14日からであり、それ以前の実績は除外する。
- * 申請書類欄の「ポイント記録用紙」を使用して、ポイントを自己管理すること。